

重要事項説明書

Amoeba訪問看護ステーション

〒274-0063 千葉県船橋市習志野台2丁目16番12号
サンハイツ102

電話 047-404-1107 FAX047-404-1108

重要事項説明書

2024年6月1日現在

この重要事項説明書は、利用者が訪問看護サービスを受けられるに際し、利用者や その家族に対して当事業所の事業運営規定の概要や訪問看護従事者などの勤務体制等、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。この 内容は重要ですから十分理解されるようお願いいたします。

1. 当事業所の概要

(1)訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	Amoeba株式会社
代表者氏名	代表取締役 松本 悠
本社所在地	千葉県船橋市習志野台2丁目16番12号サンハイツ102

(2)訪問看護サービス提供事業所の所在地等

事業所名称	Amoeba訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	1262890804
電話番号	047-404-1107
所在地	千葉県船橋市習志野台2丁目16番12号サンハイツ102
管理者	所長 上田 康夫
連絡先相談担当者名	電話:070-4442-2344 (午前9時から午後6時まで土・日・祝日を除く。 24時間連絡の取れる体制とする) FAX: 047-404-1108 上田 康夫
※サービスを提供する地域	船橋市、白井市、習志野市、鎌ヶ谷市、千葉市

(3)当事業所の職員体制

職種	人員	
管理者	1名(常勤)	
事務職員	2名	
従事者 サービス	看護師	6人
	准看護師	
	理学療法士	0名
	作業療法士	4名
	言語聴覚士	0名

(4)営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12月30日～1月3日
営業時間	午前9時から午後6時

...

2. 事業所の運営方針

訪問看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 提供するサービスと利用料

(1)提供するサービスの内容について

訪問看護のサービス内容	<p>1. ①健康状態の観察(血圧, 体温, 呼吸, 脈拍)②清潔についての指導、援助(清拭, 洗髪, 入浴介助) ③食事についての指導、援助 ④排泄についての指導、援助 ⑤褥瘡の予防 ⑥リハビリテーション ⑦ターミナルケア ⑧認知症患者の看護 ⑨本人や家族への療養相談、介護指導⑩服薬指導 医療器具等の管理 その他必要な療養上の世話</p> <p>2. ①訪問看護計画書の作成及び交付、利用者又はその家族への説明。利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載。 ②訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護及び指定訪問看護。 (※介護保険での訪問の方) ③訪問看護報告書の作成</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2)利用料

■介護保険による訪問看護

保険種別等	介護保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方 理学療法士等が行う訪問看護については、通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合

【訪問看護4級地加算】

*利用料の計算:1ヶ月の合計単位に地域別加算(1084/1000)を乗じて算定します。

①看護師が行った場合

	20分未満	30分未満	30分～ 60分未満	1時間～ 1時間30分 未満
基本単位	314単位	471単位	823単位	1128単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4級地 加算 10.84) ※小数点以下切り捨て	3,403円	5,105円	8,921円	12,227円
利用者負担 (介護保険 適用)	1割	341円	511円	893円
	2割	681円	1,021円	1,785円
	3割	1,021円	1,532円	2,677円

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合

		20分(1回)	40分(2回)	60分(3回)
基本単位		294単位	588単位	794単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4級地 加算 10.84) ※小数点以下切り捨て		3,186円	6,373円	8,606円
利用者負担 (介護保険 適用)	1割	319円	638円	861円
	2割	638円	1,275円	1,722円
	3割	956円	1,912円	2,582円

【介護予防訪問看護4級地加算】

*利用料の計算:1ヶ月の合計単位に地域別加算(1084/1000)を乗じて算定します。

①看護師が行った場合

		20分未満	30分未満	30分～ 60分未満	1時間～ 1時間30分 未満
基本単位		303単位	451単位	794単位	1090単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4級地 加算 10.84) ※小数点以下切り捨て		3,284円	4,888円	8,606円	11,815円
利用者負担 (介護保険 適用)	1割	329円	489円	861円	1,182円
	2割	657円	978円	1,722円	2,363円
	3割	986円	1,467円	2,582円	3,545円

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合(開始日より12か月以内)

		20分(1回)	40分(2回)	60分(3回)
基本単位		284単位	568単位	767単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4級地 加算 10.84) ※小数点以下切り捨て		3,078円	6,157円	8,314円
利用者負担 (介護保険 適用)	1割	308円	616円	832円
	2割	616円	1,232円	1,663円
	3割	924円	1,848円	2,495円

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合(開始日より13か月目以降)

		20分(1回)	40分(2回)	60分(3回)
基本単位		279単位	558単位	753単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4級地 加算 10.84) ※小数点以下切り捨て		3,024円	6,048円	8,162円
利用者負担 (介護保険 適用)	1割	303円	605円	817円
	2割	605円	1,210円	1,633円
	3割	908円	1,815円	2,449円

*利用者負担額は保険対象費用総額から保険給付分を差し引いた金額です。

*准看護師が行った場合、基本単価の90%に減額されます。

*理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合、60分(3回)の基本単位は訪問看護の場合90%に、介護予防訪問看護の場合50%に減算されたものとなります。

*理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合には、1回につき5単位減算となります。

*早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)は25%増し、深夜(22時～6時)は50%増し になります。

*サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担 となります。

*衛生材料等は実費をご負担願います

【その他加算】

加算	基本単位
初回加算(Ⅰ) ・新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対し、退院した日に指定訪問看護を行った場合に算定されるものです。	350単位
初回加算(Ⅱ) ・新規に訪問看護計画書を作成した利用者様に対し、指定訪問看護を行った場合に算定されるものです。	300単位
退院時共同指導加算 ・病院、診療所または介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の方に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、初回の指定訪問看護を行った場合に算定されるものです。	600単位
複数名訪問加算(Ⅰ) (2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合)	30分未満1回につき254単位 30分以上1回につき402単位
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合)	30分未満1回につき201単位 30分以上1回につき317単位
長時間訪問看護加算	300単位
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位

ターミナルケア加算	2500単位(死亡月)
看護・介護職員連携強化加算	250単位/月
特別管理加算(I)	500単位
特別管理加算(II)	250単位
遠隔死亡診断補助加算	150単位
専門管理加算	250単位

*退院時共同指導加算と初回加算を重複して算定は行いません。

■医療保険(後期高齢者医療・健康保険)による訪問看護

訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護を必要と認めた方
	1. 介護保険の対象でない(非該当の方) 2. 介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方・急性増悪等の方

70歳以上の方	2割
70歳以上(一定以上の所帯者)	3割
6歳(就学後)～69歳の方	3割
就学前の乳幼児	2割

※上記収入等によって変わる場合があります。
※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

1. 指定訪問看護療養費

指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3回程度)

	週3日までの訪問		週4日目以降
基本療養費(Ⅰ)	看護師等	5,550円	6,550円
	理学療法士等	5,550円	
基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)	看護師等	(同一日に2人) 5,550円	6,550円
	理学療法士等	(同一日に2人) 5,550円	
	看護師等	(同一日に3人) 2,780円	3,280円
	理学療法士等	(同一日に3人) 2,780円	
基本療養費(Ⅲ)	(在宅療養に備えた外泊時) 8,500円		
難病等複数回加算		1日2回	1日3回以上
	同一建物内1人	4,500円	8,000円
	同一建物内2人	4,500円	8,000円
	同一建物内3人以上	4,000円	8,000円
長時間訪問看護加算	週1回を限度		5,200円
乳幼児加算 (1日につき)	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800円
	上記以外の場合		1,300円
複数名訪問看護加算	保健師、助産師・看護師、准看護師(以下看護職員)が看護師等(准看護師除く)と同時に訪問看護を行う		
	同一建物内1人	4,500円	
	同一建物内2人	4,500円	
	同一建物内3人以上	4,000円	
	看護職員がほかの看護補助者と同時に訪問看護を行う(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)		
	同一建物内1人	3,000円	

	同一建物内2人	3,000円		
	同一建物内3人以上	2,700円		
	看護職員がほかの看護補助者と同時に訪問看護を行う(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)			
		1日1回	1日2回	3回以上
	同一建物内1人	3,000円	6,000円	10,000円
	同一建物内2人	3,000円	6,000円	10,000円
	同一建物内3人以上	2,700円	5,400円	9,000円
訪問看護管理療養費	月1日目 7,670円 2日目以降3,000円			
訪問看護ベースアップ 評価料(Ⅰ)	780円(月1回)			
早朝・夜間加算	2,100円 開始が6時～8時・18時～22時			
深夜加算	4,200円 開始が22時～6時			
退院時共同指導加算	8,000円			
退院支援指導加算	6,000円			
特別管理指導加算	2,000円			
医療DX情報活用加算	50円			
24時間対応体制加算	6,800円/月			
緊急訪問看護加算	在宅支援病院・在宅支援診療所の指示による訪問 月14日まで 2,650円 月15日以降 2,000円			
特別管理加算	2,500円または5,000円(月1回)			
在宅患者連携指導加算	3,000円(月1回)			
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000円(月2回まで)			
看護・介護職員 連携強化加算	2,500円(月1回)			
訪問看護ターミナルケア 療養費	25,000円または10,000円 (看取り看護加算等(施設側が算定)算定している利用者に限る)			
訪問看護 情報提供療養費	1,500円(月1回)			

2. 精神訪問看護基本療養費及び精神訪問看護基本療養費にかかわる加算

	週3回目まで 30分未満		週3回目まで 30分以上		週4回目まで 30分以上		週4回目まで 30分未満	
	精神科訪問看護 基本療養費(Ⅰ)	4,250円		5,550円		6,550円		5,100円
精神科訪問看護 基本 療養費(Ⅲ) (同一建物居住 者)	同一日 2人	4,250円	2人	5,550円	2人	6,550円	2人	5,100円
	同一日 3人以上	2,130円	3人以上	2,780円	3人以上	3,280円	3人以上	2,500円

精神科訪問看護療養費(IV)	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定		8,500円	
精神科複数回訪問加算		1日2回	1日3回以上	
	同一建物内1人	4,500円	8,000円	
	同一建物内2人	4,500円	8,000円	
	同一建物内3人以上	4,000円	7,200円	
精神科複数名訪問看護加算	保健師または看護師が他の保健師、看護師または作業療法士と同時に訪問看護を行う			
		1日1回	1日2回	1日3回以上
	同一建物内1人	4,500円	9,000円	14,500円
	同一建物内2人	4,500円	9,000円	14,500円
	同一建物内3人以上	4,000円	8,100円	13,000円
	保健師または看護師が看護補助者または精神保健福祉士と同時に訪問看護を行う			
	同一建物内1人			3,000円
	同一建物内2人			3,000円
	同一建物内3人以上			2,700円
長時間精神科訪問看護加算	5,200円 1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える場合			
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで 2,650円/日 月15日以降 2,000円/日			
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定		8,400円	
	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定		5,800円	

■保険外サービス

保険種別等	保険外サービス
訪問看護を利用できる方	有料での訪問看護を希望される方
利用料金 看護師が行った場合	個別契約となります 30分未満 5,500円(税込6,050円) 30分以上60分未満 9,500円(税込10,450円) 1時間以上1時間30分未満 13,000円(税込14,080円) ・エンゼルケア(在宅でお亡くなりになられた場合、看護師が訪問し、お体の清拭等処置を実施します。) 12,000円(税込13,200円)介護保険外サービスとなります。
利用料金 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行った場合	個別契約となります 20分 4,000円(税込4,400円) 40分 7,500円(税込8,250円) 60分 10,000円(税込11,000円)

(3)利用料、その他の費用および支払い方法について

①利用料、その他費用の請求

ア. 利用料、その他費用は利用者負担のあるサービス提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。

イ. 毎月ごとの利用料金等は、利用月の翌月15日頃に請求書をお渡します。

②利用料、その他の費用の支払い

自己負担金はご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。(銀行及びゆうちょ銀行)

事情によりやむを得ない場合は、振込でお支払いいただきます。利用月の翌月末日までにお支払い頂きますようお願い致します。

上記の利用者1部自己負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。(予防)居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求することになります。

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡します。再発行はできませんので、必ず保管をお願いします。

4.主治医による訪問看護指示書について

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを受けるにあたっては、主治医による訪問看護指示書が必要となります。

訪問看護指示書については、以下の点についてご了承願います。

- ①主治医による訪問看護指示書の発行に際しては指示書(手数)料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。
- ②主治医による訪問看護指示書には指示期間(6ヶ月を限度)があり、その期間は主治医により決められます。
- ③主治医による訪問看護指示書の更新手続きは、基本的には当事業所において行います。(ただし、更新の意思がなければその旨を申し出て頂ければいつでも中止することは可能です。更新の意思がない場合は、指示期間満了の3週間前までに当事業所にお申し出下さい。)
- ④主治医による訪問看護指示書は更新の都度、指示書(手数)料が発生し、利用者にご負担して頂く必要があります。

※以上の内容に関しましては、医療機関により違いのある場合がありますので、ご不明なところ等がございましたら各医療機関又は当事業所へお問い合わせ下さい。

5.秘密の保持と個人情報の保護

サービスを提供する上で知り得た利用者、家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。また、利用者の個人情報、家族情報はあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で用いません。書類についても注意を払って管理します。

6.キャンセル

(1)利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

(2)サービス実施日の前日までにご連絡のない無断のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになります。

*ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時間	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	
サービス利用日の当日	1提供あたりの料金の金額	10割

7.休止・中止

(1)休止とは、定期訪問を一時的に中断しサービスの再開の予定がある場合を指します。

休止をされてから1ヶ月以上経過する場合は、サービス再開時に担当者およびサービス提供日時が変更となる場合がありますのでご了承下さい。

(2)中止とは、定期訪問を中断し、サービスの再開の予定がない場合を指します。サービス再開をご希望時に再度、直要事項の説明および契約書の締結が必要となる場合があります。

8.事故発生時の対応方法

当事業所が利用者に対して行うサービス提供にともなって事業者の責めに帰すべき事由により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

また、利用者の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害賠償を速やかに行います。

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

(1)倫理綱領、行動規範を作成します。

(2)研修を通じて、従業者の人権意識の高揚や、知識や技術の向上に努めます。

(3)個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(4)従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10.ご利用にあたってのお願い

健康保険証や高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。

11.訪問看護計画書および報告書の作成について

(1)看護師は、利用者のご希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書を作成するものとします。

- (2)看護師は、訪問看護計画書の作成にあたって、その内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書は、これを利用者に交付するものとします。
- (3)サービス従事者は、サービスの提供を訪問看護計画書に沿って計画的に行うものとします。
- (4)看護師は、訪問日に提供したサービスの提供内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとします
- (5)事業所は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。
- (6)事業所は、利用者の要望等により訪問看護計画の変更又は中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師又は居宅介護支援事業者の助言及び指導等に基づいて、訪問看護計画を変更又は中止するものとします

12.事業者からの解約について

- (1)事業者は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、なんらの通知および勧告を要せずただちに、この契約を事業者より解約させていただきます。
 - ①暴言・暴行・暴力・性的嫌がらせがあったとき
 - ②業務を妨げる過剰な要求があったとき
 - ③その他著しく常識を逸脱する行為があったとき
- (2)訪問看護費等の支払い遅延に関する解約について
ご利用者が、この契約に定める訪問看護費などの支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による支払い催告を行なったにもかかわらず、14日以内にその支払いがなかった場合にはこの契約を事業者より解約させていただきます

13.サービス提供に係わる苦情・要望・相談などの窓口

事業所の 窓口	事業所名	Amoeba訪問看護ステーション
	苦情相談窓口 責任者	上田 康夫
	所在地	千葉県船橋市習志野台2丁目16番12号
	電話番号	047-404-1107
	受付時間	午前9時から午後6時まで(土・日・祝日を除く)
市町村 の 窓口	名称	船橋市役所 健康福祉局健康・高齢部介護保険課
	所在地	千葉県船橋市湊町2-10-25
	電話番号	047-436-3306
	受付時間	午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
市町村 の 窓口	名称	白井市役所高齢者福祉課
	所在地	千葉県白井市復1123番地
	電話番号	047-492-1111
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)
市町村 の 窓口	名称	習志野市役所 健康福祉部 介護保険課
	所在地	千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
	電話番号	047-453-7345
	受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
市町村 の 窓口	名称	鎌ヶ谷市役所 健康福祉部 高齢者支援課
	所在地	千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
	電話番号	047-445-1380
	受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
市町村 の 窓口	名称	千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課
	所在地	千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階
	電話番号	043-245-5062
	受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで(土・日・祝日を除く)
市町村 の 窓口	名称	八千代市役所 健康福祉部 長寿支援課
	所在地	千葉県八千代市大和田新田312-5
	電話番号	047-483-1151
	受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
国保 の 窓口	名称	千葉県国民健康保険団体連合会
	所在地	千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
	電話番号	043-254-7428
	受付時間	午前9時から正午、午後1時から午後5時

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスに関する相談、要望、苦情などはサービス提供担当者か上記窓口までお申し付けください。

14.緊急時の対応方法及び連絡先

事業者は、訪問看護の提供を行なっている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに、主治医、救急隊、家族、その他緊急連絡先及び居宅介護支援事業者などに連絡を取り、救急治療あるいは救急入院等に必要な措置を講じます。なお、サービス提供・主治医及び医療機関との連携の過程において、緊急時の本人以外の連絡先として以下の連絡先等を本人の契約の有効期間中用いらさせていただきます。

利用者の 主治医	氏名	
	医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 ①	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先 ②	氏名	(続柄:)
	住所	
	電話番号	

15.契約期間と解約について

この契約の有効期間は、本契約書締結の日から1年とします。

利用者から、解約のお申し出がない場合は、契約期間は自動更新されるものとしますが、利用者はいつでも解約することができます。

様の訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県船橋市習志野台2丁目16番12号サンハイツ102
名称 Amoeba株式会社
代表者名 松本 悠
事業所 名称 Amoeba訪問看護ステーション

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

利用者 署名

(代理人) 署名

